

各務原市介護保険施設等監査要綱

(平成20年8月29日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第112条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び指定介護療養型医療施設（以下「介護保険施設等」という。）に対して行う介護給付若しくは予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する監査（以下「監査」という。）について、基本的な事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運営指導 各務原市介護保険施設等指導要綱（平成20年8月29日決裁）第3条第2号に規定する運営指導をいう。
- (2) 指定基準違反等 岐阜県知事及び市長が別に条例で定める介護保険施設等の介護給付等対象サービスの人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合をいう。
- (3) 人格尊重義務違反 介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居

者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市が虐待の認定を行った場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合をいう。

(4) 立入検査等 市が、介護保険施設等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることをいう。

(5) 県指定サービス事業者等 指定又は許可の権限が岐阜県にある指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護予防サービス事業者及び指定介護療養型医療施設をいう。

(対象介護保険施設等の選定)

第3条 監査は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとるために、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 運営指導において指定基準違反等又は人格尊重義務違反を確認した場合

(2) 運営指導において報告を求めた改善項目について、回答がない又は是正若しくは改善内容が不適當な場合

(3) 正当な理由がなく運営指導を拒否した場合

(4) 次の情報により、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 市が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会又は保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システム等の分析から特異傾向を示す介護保険施設等

カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(監査の通知)

第4条 監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、法に基づく監査の実施について（様式第1号）により当該介護保険施設等に通知する。

2 運営指導の実施中に監査に移行した場合は、口頭により監査を実施する旨及び前項の通知に記載すべき事項を通知する。

(監査方法等)

第5条 市長は、第3条の規定により監査の必要があると認めた介護保険施設等に対して、立入検査等を行う。

2 市長は、監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての市町村長に通知するものとする。

3 県指定サービス事業者等について、監査を行う場合は、事前にその旨を岐阜県知事に対して通知するものとする。

4 県指定サービス事業者等の監査において指定基準違反等又は人格尊重義務違反の事実が確認された場合は、文書により岐阜県知事に通知する。

5 前項の通知をした県指定サービス事業者等については、第7条から第10条までの措置は行わない。

(監査結果の通知等)

第6条 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、介護保険事業者等監査指摘事項兼回答書（様式第2号）により、その旨の通知を行うものとする。

2 市長は、当該介護保険施設等に対して、文書で通知した事項について、介護保険事業者等監査指摘事項兼回答書により報告を求めるものとする。

(勧告)

第7条 市長は、介護保険施設等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関するものを除く。）の事実が確認された場合に、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができる。

2 介護保険施設等は、前項の勧告を受けた場合において、期限内に文書により報告を行わなければならない。

3 市長は、介護保険施設等が期限内に第1項の勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(命令)

第8条 市長は、介護保険施設等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

2 介護保険施設等は、前項の命令を受けた場合において、期限内に文書により報告を行わなければならない。

3 市長は、第1項の命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容が、法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当する場合において、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

(聴聞等)

第10条 監査の結果、当該介護保険施設等が命令又は指定の取消し等の処分に該当すると認められる場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(経済上の措置)

第11条 市長は、指定の取消し等を行った場合に、当該介護保険施設等が偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けているときは、法第22条第3項の規定によりその支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

2 前項の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 監査を行うに当たっては、必要に応じ関係機関との連携を図るものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。
(各務原市指定地域密着型サービス事業者等監査要綱の廃止)
- 2 各務原市指定地域密着型サービス事業者等監査要綱（平成19年6月27日決裁）は、廃止する。

附 則（平成28年10月25日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成31年3月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年6月28日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

各 第 号
年 月 日

（事業者等の代表者）

様

各務原市長

介護保険法に基づく監査の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので通知します。

記

- 1 監査対象となる事業者等の名称
- 2 根拠規定
- 3 監査の日時及び場所
 - （1）日時
 - （2）場所
- 4 監査担当職員及び立会者
- 5 事業者等の出席者
- 6 準備すべき書類等
- 7 監査において正当な理由のない拒否又は虚偽の報告若しくは答弁を行った場合、事業者だけでなく、拒否等を行った個人も罰則を受ける可能性があります。

様式第2号（第6条関係）

年度 介護保険事業者等監査指摘事項兼回答書

事業所番号			
事業所名			
所在地			
指定事業			
年月日			
	指摘事項	指摘事項に対する処理結果	
回答書作成 期日	年 月 日	連絡先	TEL — —
事務担当者	職名	氏名	

★ 回答内容が不備の場合は、勧告又は命令の対象となります。

(宛先) 各務原市長

年 月 日

上記のとおり報告します。

法人住所

法人名

代表者名